

13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
船水甚平	村尾種吉	野島 毎	貫井伊作	中野七五郎	高橋三郎	瀨古清藏	設樂美知	田村福一	井上頼太郎	森田喜一	石川武雄	田村政一
26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14
高橋彦市	田村利一	西村 節	村尾四郎	村野盛一	村野臺平	點沢美代子	森田誠重	田村幾太郎	井梅恭輔	橋本雄一	森田幸藏	並木竹松

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----

昭和二十七年六月二日

福生町議会議長 田村利一



殿

協議会開催につて

先に明通知申上げてあります。明三日午前九時の協議会には緊急を要する左記の議題がありますから、障も差繰り、早出席下さるよう、明通知申し上げます。

記

一、議題 加藤町長退職補出につて

昭二七、六三 午前九時三十分開催

一、町長辞任届出について

議長 町長辞任届出について

町長 町長は、町長としての職務を遂行するに当たって、

病氣以外の理由で絶対安静を要することとなり、

横河医師の診断書によると、高血圧症、いしんじん、と記されている。

五月三十一日現在、病院に入院し、診断が行なわれ、右の如く等変ることがある。

暫くの間は休養を要するとの申し渡り、は、医師の指示に従う。

精神的な苦痛が、病氣を更に悪化させる結果となる。

井梅 二ヶ月位の休養で全快するか。

町長 横河医師の診断書には、三ヶ月の静養を要するものである、とある。

中野 町長の休養期間中、町長代理は、誰が代理か。

大野 町長代理には、町長が代理する。

中野

めんが四ヶ年はずとて頂きたい

井梅

あの程なうその為は退取するとは思へない

瀨古

出来得れば代理助役でやり、不う能な場合は一名増員して頂いて取務の遂行を望め

瀨古

信用金庫の理事長は辞められ

議長

知事

瀨古

病氣のためその取務に耐えられないう、辞取するまではよいのか、

瀨古

そうした場合養生するから信用金庫の理事長もやめて養生するからよく

設楽

信用金庫の方は別として病氣は同情するがなさんとそのまゝ止まるより、

代表者から話を頂きたい

村盛

他に原因はないか、今迄肉を痛むだけでは退取するとは思はない

助役

当方では判りかねる

村尾

もうゾーの期間養生すればよいように考えられるので他に理由があるやと思ひ

はれる、よいとすれば二ヶ月の養生、いまその間助役代理で事務を執行す

るがよい、信用金庫の問題はここで議するに足らず

瀨古

信用金庫の問題はここで論議のめではない、選挙の当時は確乎と信用金庫で

候補

その時理事長は止める必要である、発展途上にある、当時に於て儀礼的

なことは止める方がよい、要は今の発展と云ふことの基礎により、論議すべきである、

野島

信用金庫の言葉には反対があり、理事長をいかに理由で推薦し、それは本人の由である、

瀨古

その傍の役ともう理事長を止めるような人ではご免こうある

田代

理事長は、このことについては、ゆるい、これを推薦し、当時は確信の信念の持主であると信じて

いる、今日の退任届については、いさか経緯がある

野島

理事長は、二面をたゞこれは効力を発生すると云つて、いさか状態である、これは多理

すべである

助役

地方自治法により、規定されてゐる旨を説明、

船木

病氣は精神的にやまず、いさかである、果して二ヶ月位の静養で全快するかは判らない

市血圧はかん

單によくないといふ、いさか、世間の評判がある

ひとりで忙し折柄無理をしてまでやうせるなど入命の方が大切でこれは一応後
理するのあとと考える。

並木 病気の外なものでもないようであり、あの気性の持主であるを三ヶ月の養生等
して当然見込ならず、親の病状によく似てゐるが大部氣にしている。

野島 この際お引止するにとより、病状を悪化させるようなことがあつては惨酷である。
余儀礼的行為が返して本人の不幸と招く。

改泉 儀礼的のことが云々されるが吾々がその立場にあつた場合余り面白くない。
その議會よりも代表者が市長と話し合つて然る處理願ひたい。

田幾 議員と市長の立場は異なる。

吾々が病氣の場合には若干あるべきを市にいて、議員と同様でなくともよい。

田村福一 一橋王の意見と異なる。

森幸 指示したからと云ふはいろいろの面から面白くない。

市長と議員とは異なる和田村氏が云つたが若し議員として見れば同僚として話し合
つて礼儀まつす。一応確呼たることを肉を然る後他を決定すべきた。

船木 議長もこの辞表と受理するにあたり議長個人として理由を肉をな

議長 今迄のことは全然肉をいふ、三十四、三十五の行同正なりともいふが何にも話さなかつた。

井極 田村幾郎氏は議員と市長とは違ふと云ふが多少の礼儀をつくすべきだ。

議長 休憩一十分。

休憩と宣告する。(十時三十分)

議長 雨前と宣告する。(十時四十分)

野島 市長の件は議員分けて結末はつたまい。これは病状によるものであるが一応礼儀をつくすの

より先程申上げその他役員はもつて市長のみ辞表するものは遺憾である。

市長 議員は一体となるが当然であるのに何か相譲とせられぬといふ不満であるが此の

上りの意見が多数なる。礼儀をつくすこともあえて不満をいふ。

若し市長が撤回するやう他の役員も止めて頂いて静養して頂くことを望む。

森誠 右に賛成する。

議長 代表を起すこと、話しすることは田村幾郎が

異議をいふ者なし

町長 代表者は正副議長と各委員長

異議なく決定

瀬古 今直ちに待つて来て頂きたい

中野 一日位延ばる方がよい

議長 多数の人がごく短期間正副議長をあらためて会合して報告する

二、中野霊塔の建設について

町長 本件は、お困つてゐることは全員賛成があること

五月三十一日正副議長、町会、町友会、代表者と協議の結果別紙通り、意見の一致を見え

中野 西南戦争以後のことだが、日露戦争以後のものもあると思ふが

村野 戦死者の死をせうりにも含む

議長 議員中より五名委員を選出することにする

町長 委員の範囲は別紙の範囲による

町長 委員は左の通り

議員 町会長 全員 町友会 二四名 婦人会 三二 青年団 三二名

遺族会 合計 一五八名

常任委員は

森七 寄附は強制は

町長 強制はあらず、許可を得て町民の助力を得る実施したい

森七 オミ小學校の例よりして強制しなけれはならぬと思ふ

町長 寄附は強制することはない

オミ小學校の場合と異なり強制はむづかしいと思ふ

森七 強硬な手段はとれぬ

田福 私の方としては福生市のお現を見越して多西、西多摩を包含したものとナニてん山位に位置してゐるものではないか

議長 常任委員を選出して頂きたい

森誠

町長 助役も常任委員とすべきだ

助役

役場側より一五〇大名入を載せた

里誠子し

野島

正副議長 又適当な委員長を選出した

井村

厚生委員長 又副委員長 並に建設委員長

貫井

各ブロックより一名宛選出した

議長

賛成者が多かつた

村禮

五名の範囲内決定した

議長

唯今決定するのである

常任委員

能川

森田誠重

福生

貫井伴作

佐町

田村義太郎

議長

田村利一

副議長

森田幸彦

議長

全員の英につまは如何

森誠

先日の打合せ会で福生町の名に恥じない派をかりとることであった 現在また梅の太野木氏の設

計したもので石又五十五円 其他五十五円 百円位かる予定である

その場合は役場で言う位を負担するとのことであった

船木

補助金はどの位か

助役

現在はない

瀬田

町民が真から寄附すると言う気持ちで出さなければならぬ 後で町民が出すと云う方が趣旨からして

森誠

町が主体となる上には町から幾分出した方がよいのではなかろうかと云うのでありお上れ

町民会でも植木等はあし合つて話のめいり町民も三〇〇位はあつたことである

瀬田

目安と決定したのであるがこれではいふまでもない 文をいふよりいふものをいふ

森幸

一応百円と見積つた場合は半額と云つた文である

村禮

町民も自標を定めておるわけだから賛成と云う

議長

意見があるか

林盛 計画にあつては田村議員の案を充分考慮して頂きたい

田福 フラリート装と一て必要は安くても、福生市の考えはつてすべし、充分の検討を要する

村山 田村君の案では早急の実現は不可能と思うが

田福 多西、西多テも賛成すると思うが

高三 将来は大きなものと思ふから、他村にも呼びければよいと思ふ

助役 東林角、瑞穂も含むか

村種 多西丘陵の価値の裏からしても充分所見して頂きたい

屎尿処理について

助役 厚生委員会の検討より六月一日から、実施の運びとなり、手数料、條例の議決

と次期議会に於てするよう承認を得たい

森城 立りの業者との接点、もう一たび其の後瀬古氏との交渉、結果立りの業者と交渉して

たと同一条件で諸員より契約が成立した

瀬古 此の仕事を対する意見と述べれば、一樽十二円と云う金額は無理で、立りの状況で調べた結果、非常に安かり、取扱は、現金で扱つてゐるような、状態で居る場合には、三枚板は、一か

取扱つてゐる、器材も私が所持してゐるもので、牛頭文買つてやつた

東京都でも十五円と云ふのも十五円と云ふものがある、この二つと云ふのであつた、当然赤松のとき相

する、この二つの料金は、一と云ふのも含まれて載せた

田福 本年度は契約が未だつて三月迄はそれと云ふ載せた

中野 春は役場を販売するか

實利 認事の会計を販売してゐる

都島住宅の件

一助役 東京市建設局の工事課長名で下條氏の土地四、五坪に入つて建設する、此の思念があつたの

で建設委員会も議り、町長名により、住宅不足の折りもあり賛成する、此の思念は、

ヤー、二割程、町の者に優先する、此の附ル、

この思ひつては積極的、働かすのか

一村種 どの場所、将来高校の敷地と云ふ方がよい

助役 所有者がどの場所であるのか、玉を得る

昭水 都島住宅に対する補助があるのか

助役 平御交付金に含むのである。

船木 観迎は来るのかやと心得る。

議長 以上で協議会を閉じようとする。

終る 十三時十分

議長 両会を宣告する(午後三時八分)

文法の結果は町長の考は現任の病状よりよいと解恥と認めて、裁きたいことであつた。

病状は外観的にはわからぬ。

野島 病状の結果考え余地はないか。

議長 今後改良の進捗をすることは不可能のことであつた。

村盛 含めはふかつたか。

議長 ていさのよい話をすやが考えを云うことも云えるが結果は同じである。

議長 色々話してたが芳しくなかつた。

井林 結局は進捗努力をしてそのような話では解恥と認めざるを得ない。

村盛 長引かして病状が悪化させればかえつて失礼なことになる。

頼古 解恥する理由としては薄弱である。

野島 傍系の子団体の長をやつて町長をやめると云うとけ合点かやこのう。

議長 平議関係は議会より選管を通知する文である選管の後見になる。

森田 解恥と認むるを得ない。

助役 事務的を面が相当多化することになると思う。

村野 五日以内に選挙することになる。

議長 以上で議事は二十日の定例会に於て相合するものと見て閉じようとする。

終る 十三時四十五分